

飯塚市公共施設跡地・跡施設売却（旧立岩交流センター）に伴う質問及び回答

質問内容		回答
1	・分譲マンションと生活利便施設を一緒に計画を考えておりますが、土地の区分けについて基準はありますか？	土地の区分けについて基準はありません。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500（内線 1413）
2	生活利便施設の規模はどのくらいでしょうか？	生活利便施設の規模の指定はありません。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500（内線 1413）
3	集合住宅の共用スペースへ生活利便施設を入れた場合の延床面積の割合は？	延床面積の割合の基準はありません。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500（内線 1413）
4	入札時までに生活利便施設の概要や運営先が決定していないといけないのでしょうか？	原則は決定していることが望ましいです。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500（内線 1413）
5	そもそも住宅や集合住宅の建築は可能でしょうか？	可能です。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500（内線 1413）

質 問 内 容		回 答
6	事前に売買契約書の雛型を見せてほしい。(※内容の確認のため)	6月1日付けで市ホームページに契約書(案)を掲載しておりますので、ご確認ください。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500(内線1413)
7	契約締結後、当初の土地利用計画書に記載した内容から計画変更が生じた場合、どのような対応をしたら良いか？またどの程度までの変更は認められるか？	事業計画の変更等が生じた場合には、書面にて変更について提出してください。ただし、事業計画の変更について本市が承認するか否かは各ケースで適正に判断する予定ですので、そのため現段階でその説明や例示はできません。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500(内線1413)
8	買戻し特約の登記を付記するとあるが、土地利用計画書に基づく計画を履行する事を前提として、第三者へ転売することは可能か。またその場合、違約事項等はあるか？	土地利用計画書に記載があり、本市が承認しているものであれば第三者への所有権移転は可能です。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500(内線1413)
9	売買対象面積外となっている1918-4(北側計画道路部)、1916-2(現駐車場の一部)について、建物解体に抵触しない部分については、花壇やアスファルトの解体・撤去は必要か？また、当該部分について、新築時に歩道アスファルト仕上げ等、特に仕上げをしなくても問題ないか？	花壇部分については、撤去をお願いします。 新飯塚1916番2(現駐車場の一部)については、実施要領3ページ「3. 売買物件の利用について(2) その他②」に記載のとおり、建物等の解体工事や造成工事の実施にあたっては、飯塚市企業局下水道課と事前に協議を行ってください。 歩道アスファルト仕上げ等について事業者決定後、別途協議をお願いします。
		担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500(内線1413)
10	現在の敷地に埋設されている下水道本管について、建物解体時に破損する可能性があるが、問題ないか？	実施要領3ページ「3. 売買物件の利用について(2) その他②」に記載のとおり、建物等の解体工事や造成工事の実施にあたっては、飯塚市企業局下水道課と事前に協議を行ってください。
		担当部署：下水道課 電話番号：0948-22-0380(内線2242)

質 問 内 容		回 答
11	本物件の土地の公租公課の金額はいくらか？（予定額）	令和6年度の予定額は500,000円程度の見込みです。 ----- 担当部署：財産活用課 電話番号：0948-22-5500（内線1413）